## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事	市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県	
3. 市区町村名	荒尾市	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番号	57-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.arao.lg.jp/q/list/181.html	

執行機関名 荒尾市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和60年条例第4号)によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第四の項 項 荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和60年条例第4号)によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法 (昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第一条	荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和60年条例第4号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家</u> 庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>ひとり親家庭等</u> の医療費の一部を助成することにより、 <u>ひとり親家庭等</u> の生活の安定と <u>福祉の向上</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和60年条例第4号)